

## ホームレスの自立支援に関する行政評価・監視の結果（要旨）

調査結果の通知先 : 名古屋法務局、愛知労働局  
調査結果の参考連絡先: 愛知県、名古屋市  
調査結果の通知日 : 平成 16 年 7 月 29 日  
調査実施時期 : 平成 16 年 4 月～7 月

### [調査の背景事情]

愛知県内のホームレスは、平成 15 年において 2,121 人で大阪府、東京都に次ぐ数。特に、名古屋市は平成 10 年（758 人）から平成 15 年（1,788 人）の間に 2 倍を超える増加。

これに伴い都市公園の占拠、ホームレスに対する暴行事件等社会的あつれきが発生。国は、平成 14 年度に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）を制定し、自立支援対策を本格的に開始。

### [調査実施機関、調査対象機関等]

調査実施機関

中部管区行政評価局

調査対象機関等

名古屋法務局、愛知労働局、愛知県、名古屋市、名古屋市以外の 6 市

ホームレス等（ホームレス、自立支援センター入所者と退所者、シェルター入所者、ホームレスを雇用した事業者）

## [調査結果]

### 1 労働局におけるホームレス雇用対策の活性化

#### 仕 組 み

厚生労働省は、ホームレスの自立を支援するために以下の施策を実施。

自立支援事業職業相談員(以下「職業相談員」という。)を自立支援センター、公共職業安定所(以下「職安」という。)に配置し、職業相談、定着指導を実施。

日雇労働者等技能講習事業による職業能力の開発・向上。

ホームレス就業開拓推進員による求人開拓と事業主に対する啓発。

トライアル雇用事業による早期就職や雇用機会の創出。

#### 調査結果の概要

愛知労働局は、自立支援センター「あつた」が開設された平成14年11月から16年3月の間に、入所者の新規求職申込(241件)に対し169件の紹介就職(就職率70.1%)を実現する等、ホームレスの就労による自立支援に努めているが、効果的な自立支援対策を実施するには、なお次の事項について改善が必要。

#### (1) 職業相談員の活動状況 [平成15年度には5人。平成16年度には8人を配置]

自立支援センター「あつた」に配置された職業相談員の活動状況をみると、

「入所してよかったこと」として「職業相談・あっせん」をあげた者は20人で、回答者(56人)の35.7%と入所者の職業相談についての評価は高くない。

当局調査時点で、自立支援センターには求人公開カードの公開はされておらず、職業相談を受けるための十分な情報提供が行われていない。

平成15年度の活動実績は、 ) 職業相談件数 = 1.2件/人日、 ) 職業紹介件数 = 0.7件/人日と低調



入所者の中には、自分達に適した求人がないことや、就労意欲の回復が遅れていることから求職活動に消極的な者もいる。 <ニーズに合った求人開拓、きめ細かな職業相談が必要。 >

入所から5~6か月を経過した者29人のうち、 ) 入所当初に職業相談した後、一度も相談していない者 = 6人(20.7%)、 ) 一度も職業紹介を受けていない者 = 8人(27.6%)、

「就労支援について希望する事項」として「仕事先の開拓」をあげた者は30人で、回答者52人の57.7%。

## (2) 求人開拓の実施状況

職安は、職業安定法により求人開拓を実施することとされている。

愛知労働局は、平成 16 年度から名古屋南・中の職安に各 1 人（計 2 人）のホームレス就業開拓推進員を配置。

求人には、一般求人とホームレス専用求人があり、ホームレス専用求人は、事業者の了解の上でホームレス専用求人とし、求人公開カードの公開はホームレスのみとされる。

平成 15 年度において名古屋中職安、名古屋南職安で 24,681 人の一般求人開拓を行い、ホームレスについては 96 件の紹介就職につなげている。

ホームレス専用求人は、開拓件数・紹介就職件数とも必ずしも多くないのが現状。

名古屋中職安・名古屋南職安は、一般求人申込書の提出に来所した事業者からホームレス専用求人として確保した 13 件（81 人）を開拓。紹介就職につながったものはなし。

なお、県が委託（平成 16 年度で終了予定）している民間会社では、995 社を訪問し、52 社（211 人）を開拓。29 件の紹介就職につながっている。



自立支援センター退所者を雇用した事業者（3 社）や社会福祉法人（1 法人）を調査したところ、いずれも採用する意向ありとしており、求人開拓の余地あり。

## (3) トライアル雇用事業の実施状況

[ホームレスを試行的に雇用する者に 5 万円/月を 3 か月間支給し、常用雇用につなぐことを目的とする。]

愛知労働局は、会議に出席した事業者や職安に来所した事業者等に本事業の趣旨を説明し、適用申請を勧奨しているが、平成 15 年度の事業開始以来、事業実績なし。

その理由について愛知労働局は、ホームレスに「ホームレスであったことを知られたくない。」という意識が強いことや、ホームレスの中に 3 か月経過時点で解雇される不安があること等を説明。



自立支援センター退所者を雇用した事業者（ホームレス専用求人 2 社、一般求人 1 社）は、いずれもトライアル雇用事業を知らず、適用を希望。 <トライアル雇用事業を活用した雇用の創出の余地あり。 >

## (4) 自立支援センター退所者の職場定着状況

退所者の職場定着は低調なもの

) 退所者で退所時の職場で就労を継続している者は、回答者 25 人のうち 13 人。

離職した 12 人のうち 9 人は、就職から半年以内で離職。

) 退所者を雇用した 3 事業者を調査したところ、7 人を雇用し就労を継続している者

2人。離職した5人の中には野宿生活に戻った者も。



半年以内で離職した9人の離職理由は、「仕事が覚えられない、こなせない」(2人)、「勤め先の都合」(ホームレスであることが分かったとき社長の対応が変わった等)(3人)等、使用者と就職者の相互の理解が不十分であったこと。 <きめ細かな職業相談、的確な定着指導、ニーズにあった求人開拓が必要。 >

#### 改善事項 (愛知労働局)

- ) 職安・ホームレス就業開拓推進員等によるホームレスのニーズに合った専用求人(ホームレストライアル雇用を含む)の開拓。
- ) 職業相談員によるきめ細かな職業相談を行い、積極的に就労に向けた支援を実施、入所者のニーズと事業者のニーズに合致した就職の実現に努力、的確な職場定着指導によりホームレスの雇用の安定を図る。
- ) 県が民間会社に委託しているカウンセリング事業、求人開拓事業が平成16年度に終了予定であることを踏まえ、必要に応じ職業相談員等の業務の見直し。

## 2 緊急一時宿泊施設（シェルター）入所対象者の範囲の拡大

### 仕 組 み

名古屋市は、公園の適正利用を図る観点からシェルターが設置されたことや、設置に当たっての地域住民との関係から、入所者をシェルター周辺の都市公園等で小屋掛け等している者を対象。

### 調査結果の概要

名古屋市は、緊急一時宿泊施設（シェルター）として白川公園前宿泊所、名城公園宿泊所を設置し、入所者に対し健康状態の悪化を防止するための健康診断・相談を実施する等して、その自立の支援に努めている。

今後、シェルターの設置目的に照らした場合、以下の事項が検討課題。

白川公園前宿泊所（定員 150 人）の開設以来の利用率は、最高 64.7%、最低 22.0%。月平均利用率は 43.7%で有効利用の余地あり。

現在の取扱いでは、名古屋市内のホームレスの 60%は入所できない（入所できない者の中にも健康を害している者はいるものと思慮）。

白川公園前宿泊所に入所している者は、回答者（62 人）全員が「入所してよかったこと」（宿泊場所・食事の提供、健康診断の実施等）を一つ以上あげており、シェルターについて一定の評価。

また、「今後、入所するために必要と考える事項」として「入所対象者の範囲の拡大」と答えた者が、38 人（61.3%）



入所対象地区外に起居するホームレス（21 人）に入所の意向を調査したところ、本人又は友人が入所を考えているとした者が 7 人（33.3%）。7 人の中には敷物のみで起居の場所を転々としているため、入所を希望したが、入所を断られた者も 1 人。

### 参考連絡事項（名古屋市）

名古屋市内のホームレスの自立の促進を図るには、以下の事項が検討課題。

）入所者の範囲を地域住民との関係にも配慮しつつ、**市内全域に起居する者、小屋掛けしないで敷物のみで野宿生活する者にも拡大。**

）ホームレスの中にはシェルター内での処遇について誤解している者もあり、**積極的にシェルターについての説明を行い、入所を勧奨。**

### 3 名古屋市以外の市町村におけるホームレス対策への支援の実施

#### 仕 組 み

愛知県内には名古屋市以外にも 41 市町村に 333 人のホームレス(平成 15 年 1 月時点)があり、これらの者についても一刻も早い自立の実現が必要。

#### 調査結果の概要

愛知県は平成 15 年度からホームレス相談員を配置し、名古屋市以外の市町村でホームレスの数が 2 桁の 11 市町村を対象に、当該市町と連携して個々のホームレスの実態把握に努めており、中には長期の劣悪な生活環境から失明の状態にあった者を加療の上、帰郷に導いたケースもある。

今後、名古屋市以外の市町村に起居するホームレスの早期自立を図る上で、効果的な措置を講ずるには以下の事項が検討課題。

当該市町村が、ホームレスの自立支援を自らの課題と認識することが必要。

自立支援をする機会があったのに具体的な措置が講じられていないケースもあり。

県のホームレス生活相談員が平成 15 年度に面接したホームレス(66 人)の中には、

「直前の住所地」について回答した 39 人のうち 16 人(回答者の 41.0%)が「同一市町村」と回答。

8 人は生活保護による医療扶助を受けた経験あり、9 人が年金受給資格があるとしている。

その理由について 6 市で調査したところ、*住所地が設定できないため生活保護の適用もできず、対策に苦慮しており、具体的な対策がとれないケースもある。*



民間アパート経営者の協力を得て保証人不要物件の情報を収集、ホームレス仲間  
で自立した者に保証人になるよう仲介、地域住民の協力を得て空家を住所地にする等、  
*住所地を設定するための工夫をし、生活保護の適用・施設入所等の福祉による自立、就労による自立を実現しているケースもある。*

#### 参考連絡事項(愛知県)

当該市町村がホームレスの自立支援を自らの課題であるとの認識の下、その具体的措置を関係機関の創意工夫により検討することが効果的と考えられ、名古屋市以外の市町村に対し、**既往の福祉施策や自立成功例を取りまとめた対応マニュアルを作成・提示する等して、その支援に努めることが検討課題。**

#### 4 ホームレスの人権の擁護のための積極的な啓発広報活動、人権相談等の実施

##### 仕 組 み

国は、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(平成15年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)において、ホームレス及び近隣住民の人権に配慮しつつ、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及を図るための啓発活動を実施する、人権相談等を通じて、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して適切な解決を図ることとしている。

##### 調査結果の概要

法務省では平成15年度に同省が取り組む主な人権課題の一つにホームレスを掲げており、今後、名古屋法務局は、積極的な人権啓発、人権相談活動等が必要。

ホームレスの人権を特定のテーマとする啓発広報を実施していない。

人権擁護委員(愛知県内484人)の協力を得て、年間1万件を超える人権相談を受け付けているが、( )相談窓口の周知が不十分、( )ホームレス側にもあきらめがある等から、これまでホームレスに関する人権相談は受けていない。

愛知県内では、ホームレスに対する暴行等について報道されているが、当該事件について少なくとも人権侵犯事件として実施すべきであった啓発活動を十分に行っていない。

県及び名古屋市は、特別措置法に基づきホームレスの自立支援に関する実施計画を策定(名古屋市は策定中)し、いずれもホームレスの人権の擁護のための取組を盛り込んでいるが、要請がなかったこともあり、協力、役割分担を図るための協議、連携を行っていない。



名古屋市内に起居するホームレス21人に調査したところ、本人又は友人が暴行・嫌がらせ等を受けたことがあるとした者が9人(42.9%)

名古屋市以外の市町のホームレスについては、県ホームレス相談員が面接した66人中11人(16.7%)が暴行・嫌がらせを受けたとしている。

##### 改善事項(名古屋法務局)

- (1) 県、関係市町村及び人権擁護委員と連携し、近隣住民の人権にも配慮しつつ、**ホームレスの人権の擁護に関する啓発広報活動、人権相談を行う**とともに、特にホームレスに対する**暴行事件等が発生した地区においては、きめ細かな人権擁護活動を実施**すること。
- (2) 引き続き人権侵犯の疑いのある事案についての**情報収集を行い、必要に応じて人権侵犯に関する調査を行う**とともに、**啓発等適切な措置を講ずる**こと。